

選挙

みんなも選挙の
大切さを知ってね！

を知ろう！



★選挙とは私たちの代表を選ぶこと★

選挙って自分とは無関係だと思っていないかな？

私達の暮らしと無関係のようにみえても選挙は、実は私達の暮らしに密接に関係しているんだ。

例えば、消費税は最初は3%、それから5%になり現在は8%になってるよね。これは選挙で選ばれた私達の代表が話し合って決めたんだ。

私達の暮らしに密接に関係している選挙。私達の意見や願いを政治に反映させるために、選挙はとても大事なことなんだ。



【区の花(ひまわり、ビオラ)
と区の木(銀杏、長十郎梨)】

※川崎市・区選挙管理委員会
マスコットキャラクター「イックン」



みんなが明るく親しみやすい選挙ができるように、平成3年に誕生。

デザインしたのは「カールおじさん」を手掛けたイラストレーター ひこねのりお さん。

ちなみに、足が7本なのは、川崎市に7つの区があるからなんだ。

知ろう！

選挙権年齢が18歳以上に！

選挙権の移り変わりをしてみよう！



明治23(1890)年
年齢満25歳以上の男性で15円以上納税した人
(有権者数約45万人で人口の約1%)

納税者要件
の廃止



大正14(1925)年
年齢満25歳以上の男性
(有権者数約1,200万人で人口の約20%)

性別要件の廃止
年齢引き下げ



昭和20(1945)年
年齢満20歳以上の男性・女性
(有権者数約3,700万人で人口の約50%)

70年ぶりに
年齢引き下げ



平成27(2015)年
年齢満18歳以上の男性・女性
(有権者数約1億600万人で人口の約85%)

世界のほとんどの国が選挙権は18歳から！

25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシア など
20歳	カメルーン など
19歳	韓国
18歳	米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア など多数
17歳	東ティモール など
16歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジル など

世界の191の国や地域のうち、9割にのぼる176の国や地域が、18歳までに選挙権を認めているんだよ！



学ぼう！ 選挙の種類



平成28年夏に参議院議員通常選挙が実施され、この選挙から選挙権年齢が18歳以上になる予定。高校生でも投票できる人が出てくるんだ。

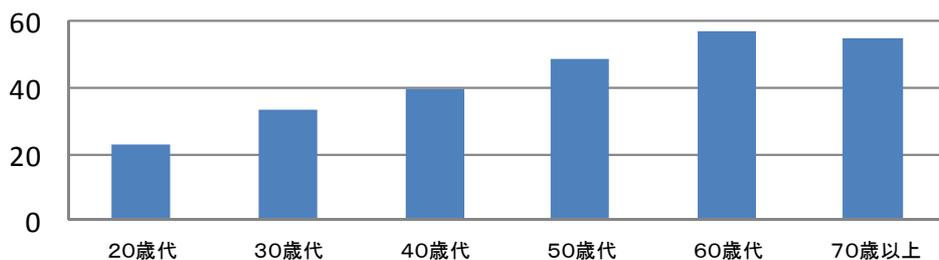
選挙にはどんな種類があるのかな？比べてみよう！

選挙の種類	選挙権(投票できる人)	被選挙権(立候補できる人)
川崎市長選挙 任期:4年	日本国民で満18歳以上 川崎市内に引き続き 3か月以上住んでいる人	日本国民で満25歳以上の人
川崎市議会議員選挙 任期:4年		左記の選挙権を持つ満25歳以上の人
神奈川県知事選挙 任期:4年	日本国民で満18歳以上で あり、引き続き3か月以上 神奈川県内の同一市町村 に住んでいる人	日本国民で満30歳以上の人
神奈川県議会議員選挙 任期:4年		左記の選挙権を持つ満25歳以上の人
衆議院議員選挙 任期:4年	日本国民で 満18歳以上の人	日本国民で満25歳以上の人
参議院議員選挙 任期:6年		日本国民で満30歳以上の人

※平成28年6月19日の後に公示される国政選挙から適用されます

最近の選挙の投票率を見てみよう！

平成27年4月12日執行 川崎市議会議員選挙 年代別推定投票率



上のグラフを見ると20歳代の投票率は、30歳代以上と比べて低いことが分かるね。大切な一票なんだから投票にイカないともったいないよね！



一票で決まることもある？ 一票の重み

賛成694,844票VS反対705,585票

大阪市での住民投票では僅差・・・
熊本市などの選挙では得票数が同数
相模原市の選挙では当選人と落選人の票差は0.661票差

平成27年5月に大阪府で、いわゆる「大阪都」構想の住民投票が行われたんだ。投票率は66.83%と高い投票率で、結果は賛成694,844票（得票率49.6%）反対705,585票（得票率50.4%）のわずかな差で「大阪都」構想は否決になったんだ。



得票数が同じだったらどうなるの？

選挙豆知識 得票数が同数の時は・・・
「当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。」と公職選挙法に規定されているんだ！

「自分の一票では何も変わらない」と言って投票しない人が多いけれど、一票で違った結果になることもあるから、投票することは大切だよ！



川崎市の住民投票制度

選挙と同じように投票する制度を紹介します。



市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度です。投票資格者は、本市に住所を有する満18歳以上の人で、引き続き3ヶ月以上、本市の住民基本台帳に記録されている人のうち、次のいずれかに該当する人です。

- ・日本国籍を有する人
- ・日本国籍を有しない人で、永住者、特別永住者または日本に在留資格を持って3年を超えて住民基本台帳に記録されている人（住民基本台帳の記録期間については、平成24年7月8日以前の外国人登録原票に登録されていた期間も含まれます。）

発行：川崎区明るい選挙推進協議会／川崎区選挙管理委員会（TEL：044-201-3124）

【選挙のことをもっと詳しく知りたい人は・・・】

川崎市選挙管理委員会

検索 ← CHECK

